

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめ多様なステークホルダーとの適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たしながら事業活動を行うことが、長期的な業績向上や持続的成長の目的達成に最も重要な課題のひとつと位置づけています。コーポレートガバナンスの機能を充実させ、透明性と公正性の高い経営を確立することは当社の重要な基本的責務です。

このため、当社は取締役会、監査等委員会を中心とした経営の監督・監視機能を強化し、内部統制・リスク管理等の問題に対処するため、コーポレート・ガバナンス体制を整備し、以下の通り実施してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

補充原則1-2-4

当社における海外投資家比率は低いのが現状です。また現状議決権行使においては、郵送等の手段にて適切に議決権行使がなされていることから、特段の手段を講じていませんが、今後事情が変われば、必要な対策を講じる予定です。

補充原則1-2-5

当社では、株主総会における議決権は株主名簿上に記載または記録されている者が有していると考え、その旨株式取扱規程に定めております。よって信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会に出席し、議決権の行使や質問を行うことを原則認めておりません。

今後は実質株主や信託銀行などの動向を注視しつつ、実質株主の株主総会出席に関するガイドラインの策定の必要性、及びその内容等につき検討を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1-4 政策保有株式

当社は、政策保有株式につきまして、保有する合理性が無い、または保有する意義が希薄化した銘柄は速やかに売却することを基本方針としております。

一方、当社は事業を運営、展開、持続的な成長をさせていく上で、グループ外の株式を継続保有することが戦略的に最良であり、かつ中長期的な企業価値向上に資すると判断された場合には、その株式を取得、保有する場合があります。ただし、取得、保有する数量及び金額はその効果が得られる範囲において最小限となるよう努めます。

継続保有の検証内容としては、個別の銘柄ごとに保有目的が適切か、継続保有する意義があるか、保有することで戦略的意義が得られているか等を検証します。また、前事業年度末日において、その株式から得られる便益(当社利益への寄与度、受取配当金等)が資本コストを上回っているか、等を確認します。上記検証を年1回取締役会において行い、継続保有について総合的に判断します。

政策保有株式の議決権行使につきましては、その株式の保有目的に合致しているか、当社の企業価値向上に資するか等を検証し行使します。

また、当社は政策保有株主から当社の株式を売却したい等の意向が示された場合には、取引の縮減の示唆等、売却を妨げる行為は行いません。政策保有株主との取引において、経済合理性を検証しないまま取引を継続することはありません。

原則1-7 関連当事者間の取引

関連当事者間取引に関するガイドラインを定め、利益相反取引に該当する関連当事者間取引が発生する可能性がある場合には、事前に取締役会による承認を受けることとしています。

原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、確定給付企業年金制度の適正な運用において、アセットオーナーとして十分な機能を発揮できるよう、「年金資産の運用に関する基本方針」を定め、専門知識や必要な経験を有した運用担当者を配置しております。また、社内外における研修等において運用担当者の人材育成に取り組んでおります。

原則3-1 情報開示の充実

()企業理念、中期経営計画は当社ホームページなどで開示しております。

()コーポレートガバナンス・コードの趣旨・原則を踏まえ、コーポレートガバナンスに関する考え方をコーポレートガバナンス報告書にて開示しております。

()取締役報酬を決定するにあたっては、取締役報酬の基準を定め、有価証券報告書に開示しております。

()経営陣幹部(執行役員)の選任は、企業価値向上につながる資質を有する人物か否かを、執行役員規定に基づき、指名委員会での審査及び答申を経た上で、取締役会で決定します。

なお、経営陣幹部(執行役員)の職務に関し法令・定款に違反する重大な事実が判明した場合、または選考基準から著しく逸脱した事実が認められた場合は、執行役員規定に基づき、当該経営陣幹部の解任に向けた手続きを開始します。経営陣幹部(執行役員)の解任については、指名委員会を即時開催し、公正、透明かつ厳格な審査及び答申を経た上で、取締役会で決定します。

取締役の指名は、企業価値向上につながる資質を有する人物か否かを、指名委員会規定に基づいた審査及び答申を経た上で、取締役会で決定し、株主総会で選任されます。

なお、取締役の職務に関し法令・定款に違反する重大な事実が判明した場合または監査等委員による違法行為差止め請求がなされた場合は、指名委員会規定に基づき、当該取締役の解任に向けた手続きを開始します。取締役の解任については、指名委員会を即時開催し、公正、透明かつ厳格な審査及び答申を経た上で、株主総会で解任されます。

()個々の取締役指名理由は株主総会招集通知に記載しております。(http://www.tak.co.jp/ir/tekiji.html)

補充原則4-1-1

「モニタリング・ボード型のコーポレートガバナンス」を実施することとしており、取締役会は企業統治における重要事項のみを決定し、業務執行取締役にはそれ以外の権限を委譲しております。取締役会決議事項及び取締役会報告事項は取締役会規定などに定めております。中期経営計画の進捗及びコーポレートガバナンス体制などが取締役会での中心議論となり、最重要事項でない事項(例:内部統制などに関連しない規定の決議、期間営業計画など)については業務執行取締役に委譲しております。

補充原則4-3

社長の選任にあたっては、企業価値向上につながる資質を有する人物であるか否かを、指名委員会での審査及び答申を経た上で、適切な経営陣幹部を候補者として指名委員会にて審議し、取締役会にて決定します。

また、社長の職務に関し法令・定款に違反する重大な事実が判明した場合または監査等委員による違法行為差止め請求がなされた場合は、当該社長の解任に向けた手続きを開始します。社長の解任については、指名委員会を即時開催し、公正・透明かつ厳格な審査及び答申を経た上で、取締役会にて決定します。

原則4-8 独立社外取締役の有効な活用

当社は監査等委員会設置会社として、監査等委員のうち3名以上は独立社外取締役とし、取締役総数の1/3以上を独立社外取締役となるような体制をとることでガバナンス強化を図ってまいります。現任取締役10名の内、4名が独立社外取締役として監査等委員となっております。

原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

社外役員の独立性判断基準を以下のように定めております。

1. 社外取締役候補を選定する場合は、以下の要件を全て満たすものとする。
2. 本基準における独立性を有する社外取締役とは、法令上求められる社外取締役としての要件を満たす者、かつ次の各号のいずれにも該当しない者をいう。
 - (1) 当社またはその関連会社の業務執行取締役もしくは執行役またはその使用人(以下「業務執行者」という。)または、その就任前10年間に於いて当社またはその関連会社の業務執行者であった者。
 - (2) 当社の総議決権の5%以上の議決権を保有する大株主またはそれが法人・団体である場合の業務執行者である者。
 - (3) 当社またはその関連会社と重要な取引関係(主要な取引先含む)がある会社またはその親会社もしくはその重要な子会社業務執行者である者。
 - (4) 当社またはその関連会社の弁護士やコンサルタント等として、当社役員報酬以外に過去3年平均にて1,000万円以上の報酬その他財産上の利益を受け取っている者。またはそれが法人・団体である場合、当該法人・団体の連結売上高の2%以上を当社またはその関連会社からの受取が占める法人・団体等の業務執行者である者。
 - (5) 当社またはその関連会社の会計監査人または当該会計監査人の社員等である者。
 - (6) 当社またはその関連会社から過去3年平均にて年間1,000万円または当該法人・団体等の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄附金等を受けている法人・団体等の業務執行者である者。
 - (7) 上記(2)から(6)について過去5年間に於いて該当する者。
 - (8) 配偶者または三等親以内の親族が上記(1)から(6)までのいずれかに該当する者。
 - (9) 当社またはその関連会社から取締役を受け入れている会社またはその親会社もしくはその子会社等の業務執行者である者。
 - (10) 社外取締役としての在任期間が通算で10年間を経過している者。
 - (11) その他、当社一般株主全体との間で上記(1)から(10)までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者。
3. 上記(1)から(11)のうち抵触するものがある場合でも、取締役会がその独立性を総合的に判断し独立性を有する社外取締役として相応しい者と認められれば、独立性を有する社外取締役候補者として選定することが出来る。その場合においては、独立性を有する社外取締役として相応しいと判断した理由等について説明を行うものとする。

原則4-11 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件

当社の取締役会においては、取締役の多様性を重視しております。特に社外取締役においては、ジェンダー、国際性等の属性を備えた人材登用を図ることとしております。なお、現在の社外取締役の内、1名が女性です。また、当社の監査等委員の内、1名は弁護士、1名は公認会計士であり、十分な知見を有しております。また、当社の取締役会は毎年その実効性を評価しており、機能向上に努めております。

補充原則4-11-1

当社の取締役は独立社外取締役4名を含む10名で構成し、監査等委員である取締役は4名で、内2名は公認会計士と弁護士で構成されております。迅速な意思決定ならびに客観的な立場での監督という観点で、現在の規模は適切と考えております。取締役の選任に関しては、指名委員会規定に従い、その中で手続き、取締役選定基準を定めております。

補充原則4-11-2

役員の兼務に関する基準を定め、業務執行取締役の上場企業役員の兼務は原則禁止しております。資本提携などで必要が生じた場合には、取締役会の承認を必要としております。

非業務執行取締役については常勤の監査等委員である取締役以外はその責務の遂行に支障がないことを前提に認めております。現在業務執行取締役の兼務はございません。

非業務執行取締役については、桃崎有治取締役がOSJBホールディングス株式会社(東証一部)社外監査役を、篠連取締役がシナノンホールディングス株式会社(東証一部)社外取締役(監査等委員)、および前田建設工業株式会社(東証一部)社外監査役を兼務しております。

補充原則4-11-3

取締役会の実効性評価については、2016年度に第三者機関による評価を実施した上で、その結果を踏まえて自己評価を実施いたしました。

<評価結果の概要>

(実効性評価の方法)

第三者機関による取締役会傍聴、取締役、監査等委員全員に取締役会実効性に関するアンケートを実施し、評価報告書を得ました。この評価報告書を受けて、2019年度につきましては、監査等委員会が当社取締役会の実効性に関する評価を行いました。なお、2020年度につきましても同様に行う予定です。

(取締役会の実効性に関する分析および評価の結果)

当社取締役会は、当社の基本方針である「持続的な成長と中長期的な企業価値向上」、「コーポレートガバナンス機能の充実」といった取締役会の役割を適切に果たし、有効に機能しているものと判断いたしました。また、当社取締役会においては、業務執行側から提案した原案を、社外取締役・監査等委員の意見を交えて取締役会内で充分討議した上で、必要に応じて修正案を可決する等、意思決定の有効性という点で自由闊達な

意見交換および建設的な議論ができております。

(今後の課題、取り組み方針)

当社取締役会は、更なる取締役会による監督機能の強化、経営・事業戦略課題に関する議論の今以上の充実、及び社外取締役の更なる活用等、今回の実効性評価を通じて得られた課題を踏まえ、今後も取締役会において議論を重ね、さらなる実効性の向上のため、運営改善に努めてまいります。

補充原則4-14-2

取締役のトレーニングは当社のさらなるガバナンス・リスク管理能力の向上のために必要な施策と位置づけており、必要に応じて全体研修を実施するものとしております。併せて個人研修として各取締役の判断で必要な研修を外部研修機関にて受講することでコーポレートガバナンス、事業倫理、危機対応及び組織マネジメント等についての能力向上を図ってまいります。

原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針

IRについては経営管理本部長を担当責任者とし、主管部署を経営企画ユニットとして、法務・コンプライアンスユニット、経理ユニット、総務ユニットの有機的な連携を図る体制としております。社長による決算説明会を年2回実施するものとし、決算説明会資料(説明会動画含む)は当社HPなどで公開しており、対話の手段を拡げております。

また個別面談など株主からいただいた意見などは定期的に主管部署から担当責任役員を通じて取締役会に報告する体制を構築しております。

原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表

次期中期経営計画の作成については、資本コストを念頭に置いた計画を作成する予定です。確定次第速やかに公表いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
高島取引先持株会	486,917	10.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	296,000	6.56
みずほ信託銀行株式会社	213,800	4.74
東京海上日動火災保険株式会社	206,150	4.57
株式会社三井住友銀行	181,875	4.03
三井住友信託銀行株式会社	176,200	3.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	152,600	3.38
株式会社クラレ	100,625	2.23
旭化成建材株式会社	81,500	1.81
高島従業員持株会	60,727	1.35

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況の記載については2020年3月末時点の株主名簿に記載された株主を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

現状、当社のコーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
弓削 道雄	他の会社の出身者												
桃崎 有治	公認会計士												
篠 連	弁護士												
青木 寧	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

弓削 道雄				<p>< 社外取締役として選任する理由 > 国際・国内金融営業部門等での業務経験を経て、経営的立場での豊富な経験を有しております。2012年6月から当社の社外取締役として、積極的に意見・提言等を行っており、当社の経営ガバナンスの向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監査等に活用していただくことが期待できるものと判断しております。</p> <p>< 独立役員として指定する理由 > 同氏は独立性基準及び属性情報のいずれにも抵触せず、当社と同氏の間には特段の利害関係はありません。以上から、同氏は一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定いたします。</p>
桃崎 有治				<p>< 社外取締役として選任する理由 > 公認会計士としての専門的知識と豊富な経験を有しております。かかる実績を踏まえ、当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監査等に活用していただくことが期待できるものと判断しております。</p> <p>< 独立役員として指定する理由 > 同氏は独立性基準及び属性情報のいずれにも抵触せず、当社と同氏の間には特段の利害関係はありません。以上から、同氏は一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定いたします。</p>
篠 連				<p>< 社外取締役として選任する理由 > 弁護士としての専門的知識と豊富な経験を有しております。かかる実績を踏まえ、当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監査等に活用していただくことが期待できるものと判断しております。</p> <p>< 独立役員として指定する理由 > 同氏は独立性基準及び属性情報のいずれにも抵触せず、当社と同氏の間には特段の利害関係はありません。以上から、同氏は一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定いたします。</p>
青木 寧				<p>< 社外取締役として選任する理由 > 人事・総務・企画部門等での業務経験を経て、事業法人の役員として、経営的立場での豊富な経験・実績・見識を有しております。かかる実績を踏まえ、当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監査等に活用していただくことが期待できるものと判断しております。</p> <p>< 独立役員として指定する理由 > 同氏は独立性基準及び属性情報のいずれにも抵触せず、当社と同氏の間には特段の利害関係はありません。以上から、同氏は一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定いたします。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

常勤監査等委員を1名選定し、監査等委員会事務局が監査等委員会の執務を補助いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は、会計監査人と会計監査の報告及び必要に応じた情報交換を実施し、厳格な監査を実施いたします。また、内部監査統括部と連携し、当社及び当社グループ全体の業務、財政状態の調査を実施し、都度、監査等委員会等で報告を行います。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	2	1	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	2	1	4	0	0	社外取締役

補足説明

取締役会の諮問機関として設置しております。
社長および監査等委員全員から構成されており、取締役候補者の選任、業務執行取締役の業績評価および役員報酬の妥当性等について審議いたします。
委員長(議長)については、各委員会の初回開催時に非業務執行取締役の中から選定することとしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社の役員報酬は、基本報酬、利益連動金銭報酬、株式報酬で構成され、基本報酬については、役位、業績、他社水準および従業員水準等を考慮して個人別に設定し、年額で決定した基本報酬を12分割して毎月同額を支給しております。

利益連動金銭報酬につきましては、利益連動金銭報酬を費用計上した後の「親会社株主に帰属する当期純利益」が10億円以上の場合に当社の対象取締役(監査等委員であるもの及び社外取締役を除く)に対して支給するものとし、「親会社株主に帰属する当期純利益」に、あらかじめ定められた支給率を乗じ代表取締役社長への支給額を算出します。次にそれ以外の各対象取締役への支給額につきましては、代表取締役社長への個別支給額にあらかじめ定められた役位別係数を乗じて算出いたします。各対象取締役への支給は、株主総会の日以後1か月以内に支給することとしております。ただし、支給総額は100百万円を限度としております。

なお、当社取締役(監査等委員を除く)への報酬は、上記の基本報酬、利益連動金銭報酬を合わせてまして、年額320百万円以内となっております。

株式報酬につきましては、当社の対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。支給につきましては、継続して当社の取締役会が定める地位にあることを条件に取締役会にて支給額、支給時期を決定いたします。譲渡制限は当社の取締役会が定める地位を退任する時点の直後に解除されます。なお、支給総額は上記取締役への報酬の年額320百万円以内とは別枠とし、年額50百万円以内、発行又は処分する普通株式の総数は年20,000株以内となっております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

個人別の報酬額は開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2020年3月期に係る役員区分ごとの報酬等の総額は下記のとおりです。
取締役(監査等委員を除く) 7名 基本報酬98百万円、利益連動報酬33百万円
取締役(監査等委員) 4名 基本報酬32百万円

役位、業績、他社水準および従業員水準等を考慮して個別に設定しております。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員である社外取締役のサポートは監査等委員会事務局が行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は監査等委員会設置会社であります。本書提出日におけるコーポレート・ガバナンス体制は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しており、取締役は10名(監査等委員4名含む)で、うち4名は監査等委員である社外取締役であります。

1. 取締役会

取締役会は、毎月開催され、法令で定められた事項のほか、経営に関わる重要事項の意思決定をする権限があります。取締役7名(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役4名(うち社外取締役4名)で構成されており、業務執行上の問題点及び成果が報告され、執行方針を決定するなど重要事項をすべて審議することとしております。

2. 監査等委員会

監査等委員会は、原則として毎月開催され、取締役の職務の執行の監査のほか、内部監査の結果その他の重要事項について議論しております。監査等委員4名(うち社外取締役4名)で構成されており、うち1名は常勤の監査等委員を選任しております。監査等委員はいずれも経営や法律・会計等の専門分野に関する深い知見を有しており、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、独立かつ客観的見地に立った監視・監督機能を果たしております。

3. 指名委員会

指名委員会は、取締役に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化し、高島グループの適切な経営体制の構築に資することを目的としております。社長執行役員および非業務執行取締役全員で構成されており、1年に1回以上開催し、取締役の選任および解任の株主総会議案、執行役員の選任および解任等について審議いたします。

4. 報酬委員会

報酬委員会は、取締役に係る報酬の決定に関する客観性と説明責任を強化することを目的としております。社長執行役員および非業務執行取締役全員で構成されており、毎年5月に開催し、業務執行取締役の業績評価および役員報酬の妥当性等について審議いたします。

5. 経営会議

経営会議は、毎月1回以上開催され、取締役会決定事項の周知・徹底と業務執行上の主要課題の検討を実施しております。執行役員全員で構成されており、必要に応じて審議事項に関する関係者を出席させ、発言させております。また、監査等委員が必要に応じて出席し、発言しております。

6. コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスを推進する統括組織として、社長を委員長、経営管理本部長を副委員長とし、社長が任命した役員を委員として構成されております。原則として毎年1回開催し、コンプライアンス全般に関する審議及び基本方針の決定を行います。

7. リスク管理委員会

リスク管理委員会は、当社の経営にかかる重要リスクについて社長へ提言するための組織として、経営管理本部長を委員長とし、経営管理本部長が選任した委員で構成されております。毎年2回以上開催し、規定に定めるリスクの洗い出し及び調査を行い、リスクを未然に回避するための対応策の検討、顕在化したリスクに対する対応策を検討しております。

8. 監査の状況

当社は内部監査部門として、内部監査統括部を設置しております。当部署にて内部統制システムの整備状況及び業務遂行の適切性の調査を行い、改善等の指導を行っております。また監査等委員会と内部監査統括部は必要に応じ意見交換を行い、連携をすることで監査機能の強化に取り組んでおります。

当社は会計監査人として、有限責任 あずさ監査法人を選任し、監査等委員会及び内部監査統括部とも連携し監査の適正性を確保しております。

す。当社の会計監査業務を執行したのは、公認会計士 櫻井紀彰氏及び栗原幸夫氏で、会計監査業務に関わる補助者は、公認会計士4名、会計士試験合格者等4名、その他3名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役の機能を活用し、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の強化を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の健全性と効率性を高めることを目的とし、監査等委員会設置会社となっております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第132回定時株主総会の招集通知につきましては、2020年6月1日に東京証券取引所および当社ホームページに掲載し、法定期限の3営業日前に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第132回定時株主総会につきましては、集中日を回避し2020年6月25日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年2回実施しており、今後も継続して実施する予定です。(2020年5月に開催する予定でありました決算説明会は新型コロナウイルスの流行により開催を中止しました。)	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年2回実施しており、今後も継続して実施する予定です。(2020年5月に開催する予定でありました決算説明会は新型コロナウイルスの流行により開催を中止しました。)	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書、決算説明会資料及び説明会動画、株主総会招集通知及び株主総会動画(2020年5月に開催する予定でありました決算説明会は新型コロナウイルスの流行により開催を中止しましたので、説明会動画の掲載はございません。)	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: 経営企画ユニット、総務ユニット、法務・コンプライアンスユニット、経理ユニット 担当役員: 経営管理本部長	
その他	新規ビジネス、決算予想等の広報を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境管理委員会を設置し、ISO14001を取得。環境に配慮したビジネスの推進をしております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務分掌ごとの決裁権限・責任基準を明確に定め、中期・年度計画を通じて経営方針を徹底する組織運営のほか、重要な経営方針、経営戦略、経営リスク等を審議する諸会議を設置し、透明で効率的な経営を目指しております。

社内組織から独立して内部監査を担当する内部監査統括部は監査等委員、監査法人とも連携して、当社グループの決算情報の信頼性はもとより、内部統制・リスクマネジメントの全般に関して業務運営の妥当性、有効性を監査するとともに改善策の提案を行っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「コンプライアンス基本規定」において、反社会的勢力との関係は断固遮断・排除することを明記しており、反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応することとしております。

また、社内情報連絡を円滑にするとともに関係各部署並びに顧問弁護士とも連携して対応し、また「地区特殊暴力防止対策協議会」への加入を通じて、その実効性を確保しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、企業価値の増大に引き続き勤めることで、株主共同の利益の維持・向上を量ってまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<適時開示体制について>

- ・当社は、経営の透明性を保つことを目的に、迅速かつ適切な情報開示を行うことを重要な責務と位置づけております。ステークホルダーの皆様に対しては常に公正かつ適時適切な情報開示を積極的に行えるよう努めております。なお、情報開示を含めたあらゆる業務に従事することにおいては「誠実一筋」の企業理念を意識して透明性、公平性をもって臨むよう、代表取締役社長自ら啓蒙しております。
- ・適時開示責任者は経営管理本部長、情報取扱責任者は財務統括部長、開示担当部署は経営企画ユニット、法務コンプライアンスユニット、経理ユニットとしております。
- ・グループ会社を含めた各関連部門において重要事項が決定された場合、または重要事項が発生した場合、ただちに開示担当部署等を通じて経営管理本部長に情報が集約される体制となっております。集約された情報は速やかに社内外を問わず開示担当部署を除いて秘匿事項として取扱い情報統制を行います。その後、経営管理本部長、財務統括部長、開示担当部署によって内容の確認、分析を行い適時開示の要否、開示内容の検討を行い、代表取締役社長へ報告し最終的な判断の後、情報開示することとしております。
- ・重要事項については必要に応じて専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の意見を参考に適法性、正確性を検証しております。
- ・適時開示を行う場合は、経理ユニットにて「TDnetオンライン登録システム」へ情報登録し東京証券取引所の担当者へ事前説明を行った上で情報開示しております。なお、TDnetにて開示されたことを確認した後、当社ウェブサイトへも同様の情報を掲載しております。
- ・決算情報につきましては、経理ユニットにて作成した決算短信を取締役会にて承認後速やかに開示しております。
- ・あらゆる重要事項につきましては、開示前に経営管理本部長から常勤監査等委員へ伝達しております。

<コーポレートガバナンス体制図>

